

## 消防防災製品等推奨規程及び消防防災製品等推奨細則の一部改正（概要）

### 1 目的

制度運用の独立性、公平性、透明性を高めるとともに、事務の効率化、円滑化の促進を目的として下記の改正を行いました。

- (1) 消防防災製品等の定義を明文化し、推奨対象を明確にしました。
- (2) 新規申請、軽微変更届のカテゴリーを見直しました。
- (3) 推奨取得者の権利等の譲渡手続きを規定化しました。
- (4) 規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）を受けた消防庁方針に則り、申請書等から押印を削除しました。

### 2 改正した規程、細則

- (1) 消防防災製品等推奨規程（平成18年9月1日 消安セ規程第14号）
- (2) 消防防災製品等推奨細則（平成18年9月1日 消安セ細則第1号）

### 3 改正の概要

- (1) 規程第2条の推奨の対象となる消防防災製品等を明文化し、危険物施設・危険物容器や救急・医療に関するもの、車両（鉄道を含む）・航空機・船舶等に関するもの、法令等により技術基準・性能基準が定められているものを除きました。
- (2) 規程第15条第1項に推奨マーク使用権の第三者への譲渡が認められる場合の要件を定めました。
- (3) 各様式における申請者等の押印を不要とし、㊞マークを削除しました。
- (4) その他所要の整理を行いました。

### 4 施行日

令和3年4月1日

### 5 その他

「消防防災製品等推奨規程」及び「消防防災製品等推奨細則」は消防防災製品等の推奨ページに掲載しています。